

2. 保証人について

- ♣申請にあたり、原則として保証人1名が必要となります。
- ♣北海道内に住所があり、かつ、独立の生計を営んでいることが条件です。
- ♣保証能力についての審査を行います。償還期間から判断し、高齢の方は保証人となることができない場合があります。

3. 貸付申請について

市役所子ども支援課窓口又は北海道釧路総合振興局社会福祉課子ども子育て支援係へ申請してください。(釧路総合振興局が審査、決定します。時間を要するため早めにご相談ください) 原則として既に支払った分の貸付はできません。また、他制度を併用する場合は必ずご相談ください。

【申請に必要なもの】

- ♣各資金貸付申請書
- ♣貸付を受けようとする者の戸籍謄本、印鑑登録証明書
- ♣配偶者のない女子又は男子であることを証する書類
- ♣保証人の所得を証する書類、印鑑登録証明書、住民票の写し(本籍を記載したもの)
- ♣その他、必要に応じ求める書類
(審査基準は、資金の種類により異なります)

4. 償還(返済)について

- ♣据置期間経過後、償還開始します。
- ♣償還方法は、月賦・半年賦・年賦から選択しますが、開始後に変更することもできます。また、いつでも繰上償還ができます。
- ♣月賦償還に限り、口座引落しが利用できます。
- ♣償還の期間は、貸付金の種類により異なります。

5. 届出が必要な場合

- ♣借受者が住所・氏名を変更したとき
 - ♣貸付期間に、借受者としての資格を失ったとき(再婚、死亡、退学、休学、転校など)
 - ♣保証人を変更するとき
 - ♣貸付を辞退するとき
- ※翌年度も継続して貸付を希望する場合は、別途申請が必要となります。

☞ 手続・相談窓口 ☞

- 子ども支援課 ☎31-4204
- 阿寒町行政センター 保健福祉課 ☎66-2120
- 音別町福祉保健センター 保健福祉課 ☎01547-9-5151

XI. その他

1. 優遇制度

○市・道民税の軽減

婚姻歴の有無にかかわらず、ひとり親家庭の方は、一般の基礎控除、扶養控除のほかに、ひとり親控除の適用を受けられる場合があります。
※令和3年度からの市・道民税における寡婦(夫)控除の見直しが行われ、これまで適用外とされていた未婚のひとり親について、新たに創設された「ひとり親控除」の適用を受けられる可能性があります。

また、これまであった寡夫控除がひとり親控除へ統合され、控除額および適用となる要件が同一となります。

そのほかにも適用となる要件について一部変更点がありますので、詳しい内容については下記相談窓口までお問い合わせください。

☞ 手続・相談窓口 ☞

- 市民税課 市民税係 ☎31-4514
- 阿寒町行政センター 市民課 ☎66-2210
- 音別町行政センター 市民課 ☎01547-6-2231

○JR通勤定期の割引

児童扶養手当を受けている母子家庭、父子家庭や生活保護を受けている方は、JR通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

☞ 問い合わせ・証明発行窓口 ☞

- 子ども支援課 ☎31-4540

○電話設置時の優遇措置

市民税非課税世帯の母子家庭が新たに電話を設置するときは、施設設置負担金の分割払い(1年12回以内)が認められます。

☞ 問い合わせ窓口 ☞ ●局番なしの「116」

○預貯金の利子非課税制度

児童扶養手当、遺族基礎年金などを受けている母子家庭や寡婦の方は、年金証書等を添えて銀行等で手続されますと元金350万円までの利子について、非課税となります。

☞ 問い合わせ窓口 ☞

- 各銀行の窓口
- 郵便局の窓口

編集：発行 釧路市こども保健部 こども支援課
〒085-8505 釧路市黒金町7-5
Tel (0154) 31-4204
発行年月日 令和6年4月1日

